



\\ 安心・安全・確実! //

村の税金等を納めるときは… 口座振替がおすすめです!

【問い合わせ】税務課収納管理室(☎282-1711 内線1116)

「忙しくて納付場所に行けない…」 「納付を忘れてしまい督促状が届いてしまった!」 などという経験はありませんか。口座振替の登録をすると、毎年の納税は指定口座から引き落としとなり、自分で納付に行く手間も省け、納め忘れの心配もありません。この機会にぜひ、口座振替をご検討ください。

安心・安全・確実! 口座振替の4つのメリット

① 納付に行く手間が省ける!

納付のためにコンビニや金融機関に現金を持って出向く必要がなくなります。

② 納付書を管理しなくても大丈夫!

いざ納付しようと思ったら、「納付書が見つからない…」 という心配もありません。

③ 納付日を気にしなくてもOK!

振替日に自動で口座から引かれるため、納め忘れがなくなります。

④ 簡単な手続きですぐに申し込みできる!

申し込みは、納税義務者以外の方(ご家族など)でも可能です。

申し込みは、役場または金融機関で

役場での申し込み

場所▼税務課・保険課(役場行政棟1階)

利用可能な金融機関▼▽常陽銀行 ▽筑波銀行

▽水戸信用金庫 ▽茨城県信用組合 ▽中央労働金庫 ▽ゆうちょ銀行 ▽常陸農業協同組合

持ち物▼▽金融機関のキャッシュカード(暗証番号の入力あり) ▽本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)

金融機関での申し込み

場所▼下記の村内の金融機関の窓口 ※申込書は金融機関に備え付けてあります。

利用可能な金融機関▼▽常陽銀行 ▽筑波銀行 ▽水戸信用金庫 ▽茨城県信用組合 ▽中央労働金庫 ▽常陸農業協同組合 ▽ゆうちょ銀行(簡易郵便局を除く)

持ち物▼▽通帳 ▽金融機関の届け出印 ▽納税通知書

※▽固定資産税・都市計画税、軽自動車税、村・県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が対象です。▽役場窓口は各納期限の2週間前まで、金融機関は各納期限の1か月前までに申し込みください。▽残高不足等により、口座振替ができない場合は、別途納付書を送付します。▽納期限を過ぎた税については、口座振替できません。▽役場窓口で申し込む場合、家族カードは使用できません。▽キャッシュカードが磁気不良の場合は、登録できないことがあります。

配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいませんか?

一人で悩まず、相談してください。相談は無料で秘密は守られます。

【問い合わせ】総合相談支援課(総合福祉センター「絆」内 ☎287-2525)

配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律が改正され、4月1日から施行されます。今回の改正では、身体的な暴力に限らず、重大な精神的な被害を受けた場合にも保護命令(裁判所が加害者に対し、被害者への接近や電話等を禁止したり、退去を命令したりすること)が出せることになったほか、保護命令の対象の拡大や、保護命令に従わない場合の厳罰化など、**被害者保護を強化するための制度改正**が行われました。



▲制度改正の詳細はこちら

「自分がされていることは、もしかしたらDVかも…」と思ったら、一人で悩まずに下記の相談機関へご相談ください。また、周囲にDVで悩んでいる人がいたら、相談機関へ連絡するよう勧めてください。

● 女性生活相談(☎287-2525)

※総合相談支援課で、火・水・金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前9時30分～午後3時(正午～午後1時を除く)に相談を受け付けています。

● 警察相談専用ダイヤル

(☎ # 9 1 1 0)

● DV相談ナビサービス

(☎ # 8 0 0 8)

● その他の相談機関

配偶者からの暴力についての相談機関一覧を掲載しています。



▲詳細はこちら